

道路通行規制通知書

沼土第 30035 - 58 号

平成31年1月9日

群馬県バス協会長

様

群馬県沼田土木事務所長

大塚 雅昭



道路法第46条の規定により下記のとおり交通を禁止します。

路線名	一般県道 法師・吹路線		
場所	みなかみ町永井地内		
通行規制の種類	夜間全面通行止及び徐行 (緊急車両通行可) 夜間通行止 21時30分～5時30分	迂回路	なし
理由	落石防護柵設置工事 のため		
区間及び程度	L=66 m		
予定期間	自 平成31年2月1日 至 平成31年2月20日	期間	20 日間
交通に対する処置	工事作業中はバリケード・赤色灯等で締切、投光器にて照明を取り、交通誘導員を配置する。歩行者・バイク・自転車等が通行する場合は、作業を一時止め安全を確認して通行させる。		
現場責任者	住所	沼田市薄根町4412	電話 0278-24-5511
	所属氏名	沼田土木事務所 工務第二係	技師 今井 稜人
請負人	住所	利根郡みなかみ町羽場1094	電話 0278-64-0009
	氏名	杉木土建 株式会社	代表取締役 杉木 寿一

全面通行止交通規制図

予定期間:平成31年2月1日～2月20日(夜間)21時30分～5時30分



- ※工事作業中はバリケード・赤色灯等で締切、投光器にて照明を取り交通誘導員を配置する。歩行者・バイク・自転車等が通行する場合は、作業を一時止め安全を確認して通行させる。
- ※工事標識等設置物は作業終了後に速やかに撤去する。
- ※工事予告標示板等の設置では、風・振動等で転倒しないよう固定する。出来ない場合はウエイト等を使用し適時点検を行う。
- ※全面通行止期間の昼間は、資材・設置物等を撤去して問題がなければ開放します。問題がある場合は、交通誘導員にて対処します。